

リスト

原子力発電所の安全協定

筑波大学教授
横浜国立大学教授

荒秀

秀

二 協定書の名称

筑波大学教授
横浜国立大学教授

荒秀

秀

二 協定書の名称

の間で（以下Gという）、またA'を抜本的に改正したものとして四八年二月一日施行の福島県と東京電力間のもの（以下Aという）がある。

はじめに

面、国がその責任を全面的に背負って立つこととなつてないし、かつ度重なる現実の事故に対し積極的な活動がとられているという安心感を国民・住民に与えていないようである。しかし、現実の当事者である地方公共団体は、地域振興へ

最も古いのは昭和四四年四月四日に福島県と東京電力間で締結されたもの（以下A'）という）、次いで同年九月三〇日に岩内町と北海道電力間で（以下Bとい

う）、四六年三月一九日に静岡県、浜岡町、御前崎町、相良町と中部電力間（以下C'）という）、同一年六月一四日に茨城

県開発部長より動力炉・核燃料開発事業

炉・核燃料開発事業団間で（以下Eとい

う）、四七年三月二七日に島根県鹿島町

と中國電力間で（以下Fとい

う）、四八年一〇月二六日に改訂された。後掲

（資料参照）、新しいものとしては同年一月六日に佐賀県、玄海町と九州電力と

締結当事者は地方公共団体側について

原子力船「むつ」の事故は日本の原子力開発の歴史にとって悲しまるべき一頁であつたが、より慎重な安全確保のために日本は日本の原発開発にとって、むしろ幸福な神の贈り物であつたと受け取るべきであろう。しかし石油危機以来、原子力の重要性は一層再認識されてきていることも事実である。コスト及び原料としてのウランの貯蔵可能量の面からもはるかに石油よりも有利なようである。にもかかわらず度重なる事故の発生が、種々の反対運動を呼び、昭和六〇年度まで六千万キロワット出力の予定が、半分まで実現できれば上首尾であることが関係当事者から明らかにされ、経済界での憂慮の種になつてているようである。しかし原子力関係法令は後にもよれるようにその権限は国の専属するところとなつていて反

原子力発電所の安全協定

を必要とするところである。本小稿は筆者が入手した九種の安全協定の分析とその法的性質についての若干の検討を加えたものである。

なおこれらの協定のはか、大飯町ならびに茨城県および同県下の六市町村においても協定締結をしていく旨新聞が報じ

ていたが入手しえなかつたためこれらに触れることができなかつたことを予め御

荒秀

秀

二 協定書の名称

筑波大学教授
横浜国立大学教授

荒秀

秀

1975.2.1 (No.580)

リスト

は、県のみ(A、A)または町のみ(B)が当事者である場合もあるが、多くは設置場所の市町およびそれを包括する県の両者が協定当事者となっている(C、E、F、G、但しDもこれに含めてよいであろう)。このように県と市町を当事者にしたのは市町のみでは能力的にもその締結内容の決定や実効性の確保の面で困難な場合が多いからであるが、市町が当事者となつたのは必ずしも住民パワーによるものではなく市町自身の要求として加わっているようである。また県と市町とは締結に当たっては相互調整をとり統一主体となつているようである。なお、Fは改訂により県と町が当事者としては独立化した。

四 目的規定

協定書の多くがその前文においてある
いは一条設けて、何のために協定を制定
するのか、その目的を宣言している。そ
の規定内容は抽象的ではあるが、その表
現上の相違点が締結当事者の原子力発電
所設置に対する心構えについての微妙な
差を示しているのみならず、例えば環境
保全を目的としているか否か、放射能以
外に温排水等への対策を含めるか否かの
具体的な差となって現われてきている。
以下諸協定の内容を分類すると次の通り
である。

は締結に当たっては相互調整をとり統一主体となつてゐるようである。なお、Fは改訂により県と町が当事者としては独立化した。

五
正統治今の運命

等(E)
なお、BとDは制定目的を特に定め
ていない。

(iii) 周辺環境放射能の安全の確認等
 (iv) 周辺環境の汚染予防と安全確認

(C) める意である)

(ii) 周辺地域住民の安全確保等(F、
A)

何のために関係法令を遵守するかについ
ては「関係法令を遵守するとともに環
境放射能の安全確認をする」(C)とする
もの、単なる放射能の安全確認でなく、
「周辺地域住民」の安全確保であり、そ

昭和四六年三月制定のCより 〔関係法令〕
令の遵守」条項が加えられるようになつた。このことは当然のことと定めたもので、一般的には原子力発電所の安全確保についての一切の法令と解されるが、
「発電所の建設及び運転にあたつて」(C 1、G 1)、あるいは「発電所の建設及び保守運営にあたつて」(E 1、F 1)のものであること、すなわち運転についてのみならずその建設についての関係法

れのみならず「周辺環境保全のために万全を期する」ためとするもの(G)、さらにはより具体的に「冷却水および放射性廃棄物による周辺環境の汚染防止と安全確保のため関係法令を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずる」として「発電所から放出される放射性物質による汚染の予防と安全確保および温排水等に対する周辺環境保護のため法令遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずる」とことと定めるものがある(F)。

原子力発電所に対する規制は周知の如く国に全てを委ねており、他の公害諸法のような上乗せ、横乗せの条例制定は困難であり、従つて原子炉の運転等の規制は規制法に基づかざる限り公害諸立法および関係条例の守備範囲外のものとされている（但し、温排水については水質汚濁防止法三条一項で同法の対象となる）。そのため原子力公害については規制法とその関係法令の遵守は一層重要であるため、当然の条項ともいえる「関係法令」なる一項目をおき、両当事者相互が確認すると共に、それを最近の基本的出発点としながら補強するものを協定内容とす るという趣旨と解することができよう。

了解 安全確保のためには常時適格な測定作業を不可欠とするが、それ以前に原子力発電所設置のための各種の計画が樹立されることを必要とする。そのため核規制法二四条は原子炉設置の許可基準として、「原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと」(一)(2)、「原子炉を設置するため必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」(一)(3)、「原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質……、核燃料物質によって汚染された物……又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」(一)(4)等を定めているが、これらは原子炉設置についての各種の計画が整備されてることを要求しているといえる。しかし、かかる諸計画が総理大臣の許可をうけるところとなつても、事前に関係地方公共団体に知らしめて了承をうけておかなければ、その建設がスムーズにいかないことは周知の通りである。

六 安全確保のための手段

(一) 発電所の新增設に伴う諸計画の事前

電所の増設の場合にのみ限定する反面その増設は既存の設備の出力増加を含むこととしている点が異なる。またG-4は「発電所の出力、廃棄物の処理施設、土地の利用計画および冷却水の取排水計画の変更について事前了解を得べきこと」を定めている。廃棄物の処理施設の一項目が明記されている点が他の二者と異なる点である。

事前了解を得る相手方は地方公共団体であるが、地方公共団体としては「地方公共団体の了解」というためにいかなる者の了解がこれにあたるか、長を想定しているのであるが、それのみで決定するのではなく議会あるいは住民投票または関係住民代表による決定、公聴会制度等その選択肢がありえよう。すでに原発の立地選定については国が公聴会制度を採用することになったが、十分な説明会を開催したとしても、住民投票に直接訴えることが適切な結果を得られるかは保証しがたいであろう。住民が信頼できる関係住民代表や専門家を含めて選ぶことで住民参加を満たせることも一方法であろう。

(II) 測 定

(一) 測定の対象

発電所周辺の安全確保のためには不断の調査を必要とするが、その安全性の基準としては一定の測定値によって行なわれる。従ってその測定が不可欠である。

4(3)(4)で定める放射能・温排水の調査報告を電力会社から地方公共団体に四半期ごとに行なう旨の規定からみると、電力会社のみを想定しているといつてよからぬ。これに対しても、Cは一定機関の定め

が、測定の対象について、「発電所周辺の放射能の測定」と定めるもの(A-1・C-2・3)、放射能のみならず「環境放射能と温排水等」と定めるもの(A-4 I、F-2)、F-2の温排水等より等を除外したもの(G-2 I)、および正面からならびに冷却排水調査を定めるもの(E-4(3)(4))に分けられる。

(ii) 測定の手順

測定するにしても誰がいかなる手順(測定方法の決定、測定の実施)で行ない、その結果をいかに評価するかが問題となる。

(a) 測定者

A'は特に測定の実施主体が何者かにつ

いては特に定めず、電力会社と地方公共団体両者の協議による計画にもとづいて行なうこと、ならびに費用負担者が「」で

あることを定め(1)、かつ測定結果の資料提出者として乙のみが定められ(4)、

地方公共団体は電力会社の行なう測定についての立会いについての規定をおいて

いること(6)から電力会社のみが行なう立場を採るようである。Eも特に実施主

体について規定をおいていないが、その4(3)(4)で定める放射能・温排水の調査報告を電力会社から地方公共団体に四半期ごとに行なう旨の規定からみると、電力会社のみを想定しているといつてよからぬ。これに対しても、Cは一定機関の定め

た計画にもとづいて両者がそれぞれ実施するにし(3)、同旨F-2、A-4)、Gは2 Iで両者が測定することを定めている。しかしそれぞれ行なうのか共同で行なうのか明確でないが、2 IIIで地方公共団体が電力会社の行なう測定に立会うことを別個に定めているところから、両者それぞれ別個に測定の実施を行なうことを見めたものと解される。

以上は通常の場合であるが甲又は乙が特に必要と認めたときにも、調査測定をなしうることとしておく必要があるため

(A-4 II、A-2)もある。

なお、測定の結果は公表されることと

に、A-4 IIIはそれぞれが環境放射能およ

び温排水等の調査測定をなしうることと

していいる。

その測定方法も発表されることとなるの

で、事後的にではあれ方法計画も発表さ

れることとなる。しかし、いくばくでも

居民の不安除去に役立つならば、前述の各協定は測定については測定計画をたててそれにもとづいて行なうこととしている。A'・Gは「甲乙協議のうえ」「計画」が定められることとなつており(A-1・G-2 II・A) Cは環境放射能測定技術会が「計画」を定めることとしている

こと。(3) Fも島根原子力発電所環境放射能等測定技術会が「計画」を定めること

である。

(c) 測定結果の評価

測定して得られた結果は単に数量だけ

で結論づけられるものではなく、種々の要因を勘案してそれにに対する評価がくだまることとしている。Eは協定書にはされなければならない。この評価および情報交換のためA-5は「甲および乙は」原則としては両者の関係職員により、例外的に特に必要なときには両者の協議

井県水産試験場、日本原子力発電株式会社、関西電力株式会社の専門技術者をもつて構成)の所掌事務として放射能測定の検討および調整を定めている。前述各諸例と実質的には同じである。ただ協定に明文化することが望ましいであろう。

た計画にもとづいて両者がそれぞれ実施するにし(3)、同旨F-2、A-4)、Gは2 Iで両者が測定することを定めている。

しかしそれぞれ行なうのか共同で行なうのか明確でないが、2 IIIで地方公共団体が電力会社の行なう測定に立会うことを別個に定めているところから、両者それぞれ別個に測定の実施を行なうことを見めたものと解される。

以上は通常の場合であるが甲又は乙が特に必要と認めたときにも、調査測定をなしうることとしておく必要があるため

に、A-4 IIIはそれぞれが環境放射能および温排水等の調査測定をなしうることと

していいる。

その測定方法も発表されることとなるので、事後的にではあれ方法計画も発表さ

れることとなる。しかし、いくばくでも居民の不安除去に役立つならば、前述の各協定は測定については測定計画をたててそれにもとづいて行なうこととしている。A'・Gは「甲乙協議のうえ」「計画」が定められることとなつており(A-1・G-2 II・A) Cは環境放射能測定技術会が「計画」を定めることとしている

こと。(3) Fも島根原子力発電所環境放射能等測定技術会が「計画」を定めることである。

(c) 測定結果の評価

測定して得られた結果は単に数量だけ

で結論づけられるものではなく、種々の要因を勘案してそれにに対する評価がくだまることとしている。Eは協定書には

されなければならない。この評価および情報交換のためA-5は「甲および乙は」原則としては両者の関係職員により、例外的に特に必要なときには両者の協議

リスト

1975.2.1 (No.580)

により学識経験者を加えたメンバーで構成された技術連絡会の審議を経たのち、甲乙協議して公表することとしている。結局は技術連絡会が評価することとなる(A'3、4・5によるところ)ことは明らかである。Cは地方公共団体が測定結果を確認し、その周知方法を図るため原子力環境安全協議会を設けることとしているが(5-I)、地方公共団体が測定結果を確認するという意味が、その結果内容に対する評価を行なうという意味なのか、また原子力環境安全協議会が結果の評価を行なわずに結果の周知を図るために活動しかしないのかは協定書からは明確に把握できない。しかし同安全協議会規程2によると協議会の所掌事務として「周辺地域における環境放射能の完全性」の確認があげられているので同協議会が評価することとなる。Eは前述の放射能測定技術会が「環境放射能モニタリングの結果の評価ならびに取りまとめ書の作成」を行なうこととしている(同会議規程3③)。Fも環境放射能と温排水等に関する測定結果が技術会の作成する報告書で述べられることとなつており、甲乙両者協議の上その公表をすることとされている(もつとも乙の行なつた測定調査の結果は甲に常時連絡することとなつていて)。またGは測定結果の評価を誰が行なうかについては何らの規定もおかれていないが、甲および乙の測

定結果を甲乙協議の上ではなく、甲が公表するという建前を取り、また乙の測定

結果の甲に対する連絡は定期的に行なうものではなく、「甲の求めに応じ、そのつど連絡するもの」とされているところからみると全体的なトーンとしては甲が評価権を有しているようである(2④、6)。

(d) 測定結果の公表

測定結果を如何なる形で公表するかについてはA'・C・Fはその表現に若干の相違があるが、いずれも甲、乙協議のうえ公表することとしている。Eは協定書

自体に書かれていらないが、「福井県原子力環境安全管理協議会規程3①」で同協議会の所掌事項の一つとして「環境放射能の調査結果の確認とその周知方法」を

協議することが定められている。同協議会は甲乙両者のメンバーで構成されてい

る

ので実質的にはEもA'・C・Fと同じく、(1)原子炉施設の故障(原子炉の運転に及ぼす支障が軽微などを除く)、(2)核燃料物質の盗取または所在不明が生じたとき、および(3)緊急事態を発令したとき、(4)原子炉の保守運営状況(試運転を含む)、(5)環境放射能測定の調査報告、(6)冷却排水の調査報告を含めF_6およびG_6も同様規定を定めている。

甲乙それぞれが測定するにあたりその実施の客觀性を保証するために相互の立会い制が認められている。A'・AとCは(1)発電所の建設工事の進捗状況、(2)発電所の保守運営状況(試運転を含む)、(3)環境放射能測定の調査報告、(4)冷却排水の調査報告を含めF_6およびG_6も同

ができることとされている(A'6-I、A 8-I、C 4、ただし、いつでもといふ条項はA'・Aのみ)。Eは特に測定につ

いてではなく、緊急事態が発生した場合の立入調査を認めており(6)測定は一般的にはこの緊急事態の場合に該当しないこととなっている。(G_8は同旨)。これに對しFは甲が「発電所周辺の環境放射能非核燃料物質によって汚染されたものからみると全体的なトーンとしては甲が評価権を有しているようである(2④、6)。

(e) 測定の立会い

甲乙それぞれが測定するにあたりその実施の客觀性を保証するために相互の立会い制が認められている。A'・AとCは(1)発電所の建設工事の進捗状況、(2)発電所の保守運営状況(試運転を含む)、(3)環境放射能測定の調査報告、(4)冷却排水の調査報告を含めF_6およびG_6も同

ができることとされている(A'6-I、A 8-I、C 4、ただし、いつでもといふ条項はA'・Aのみ)。Eは特に測定については管理上に欠陥を生じ運転を一時停止しなければならないおそれがあるときの

一項を加えた。

(c) 燃料廃棄物の輸送計画の事前連絡として、E三条は「新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物の輸送計画について事前に連絡するものとする」と定め、F五条およびG五条一項は輸送計画のほか安全対策を含めると共に、Gは単なる連絡事項にとどめることなく協議事項としている点が注目される。

(d) 通報連絡の方法

連絡事項を定めておいても連絡したか否かについて後日紛争が生ずるようでは困るので、その連絡方法を予め定めていた緊急時における通報連絡についてはすみやかに文書連絡することを条件に電話連絡によることを認めていた。F11およびG10も同旨を定めている。

またE11、F12は地方公共団体側は電力会社からの通報を円滑に処理できるよう、あらかじめ受信責任者または連絡責任者を定めることとしている。

右のように詳細に定めることをせずに「安全確保対策のため必要な事項をそのものある(A3I、II)。

(四) 立ち入り権

原子力発電所の運営について地方公共団体側が絶えず安

運営について地方公共団体側が絶えず安

心していられるためにはその安全性が必

要と認める場合に確認する状態におく

ことが必要である。そのため多くの協定

においては、その表現は必ずしも一様で

はないが、立ち入り権を関係地方公共団

体に与えている。

E6Iは前述の緊急事態が生じた場合

が特に必要と認める場合と定め、G8も

前述の異常時における連絡通報事項に該

当する場合および周辺地域住民の安全確

保のため必要と認める場合と定め、F8

Iは「発電所周辺の環境放射能および温

排水等に関し、異常が生じるなど特に必

要と認める場合など」とやや具体例をあ

げると共に「等」などの用語を用いてそ

の範囲を狭く限定することを慎重に避け

ている。これに対してC6は包括的に

「発電所に関して異常な事態が発生した

場合には……必要に応じて甲は立ち入り

できるものとする」と定めている。E、

Fの場合は緊急事態が発生していなくて

も必要性あるときには立ち入りうるのに

対しCの場合は異常な事態が発生した場

合に限定されると言えよう。これに対し

Aは周辺の環境放射能および温排水等

に關し、異常な事態が生じたときは、ま

たは特に必要ありと認めたときの二つの

場合に立ち入り調査をなしうることとし

ている(9)。

(b) 立ち入る場所

これは立ち入って調査をする必要のある

場所で具体的には次の通知、通告で定

められているが、G8Iは特に「発電所

施設内その他必要な場所」と定めてい

る。

(c) 立ち入り手続

立ち入りには相手に何らの通告もせず

になす場合も考えられるが多くは通告制

度を明記している。E6II、F8II、G

8II、A9IIは地方公共団体はあらかじ

め電力会社に対し立ち入る職員の氏名

(Fの場合は立入者の職名も)、立ち入り

の日時および場所を通告することとして

いる。Cは特に通告等の手続規定をおい

てない。

なお、F8条一項一号二号は立ち入り

しうる者を一般職の職員に限定せず、専

門家の依頼の場合も考えて、①地方公務

員法三条二項に掲げる一般職の職員、

②地公法三条三項一号および三号に掲げ

る特別職の職員で地方公共団体が指名す

る者と定めている。立ち入り調査する者

が立ち入り調査の際に身分証明書の交付

をうけること、および身分証明書の携帯義務がいずれも定められている(A11II等)。

(d) 立ち入り調査後の措置

E7条およびA10I、IIは調査の結

果、地域住民の安全確保のため特別な措

置を講ずる必要があると認める場合には

国を通じ、もしくは電力会社に対し直接に適切な措置を講ずることを求めるもの

とし、乙は誠意をもってこれに応するも

のとするとしている。F9、G9もそれ

ぞれ同旨であるが最後の電力会社の誠実

応答義務規定は除かれている。改訂Fは異常事態発生後の電力会社の行なった放

射能、温排水の測定結果を県・町が提出を要求することとしている。

七 損害の補償

原子炉の運転等により原子力損害(核

燃料物質の原子核分裂の過程の作用また

は核燃料物質若しくは核燃料物質によつ

て汚染された物の放射線の作用もしくは

毒性的作用により生じた損害)が生じた

時の損害賠償については「原子力損害の

賠償に関する法律」がいわゆる無過失賠

償責任が採用されていることは周知のこ

とである(3)。しかし、多くの協定は、い

わば倫理規定として協定内で再確認して

いる。すなわちE8は発電所の保守運営

に起因して地域住民に損害を与えた場合

は乙は誠意をもって補償にあたるものと

すると定め(同旨F13、C8、A12、ま

た同旨であるが「すみやかに」補償すべき旨を特に定めているものもある(G11)。右の損害賠償は原子力損害による

除外されることとなる。そこでB₃は「発電所の運転に伴ない漁業に被害が生じた場合の措置についてはその時点において甲、乙協議するものとする」と定めている。

八 公衆への広報

発電所において異常事態が発生した場合、公衆を警戒するにはいかない。しかし、その知らせ方を誤れば適切な避難や防護ができなくなるばかりでなく流言飛語等の危険もあるため、企業側が公衆に広報するときは甲に対し事前に連絡するものとしている例がある(F₁₀)。この広報が必ずしも異常事態の場合に限らずに同旨を定めているものもある(E₉)。

九 協定書の改定

協定内容について改善事由が生じたときは多くの協定は甲、乙いずれからもその改訂の申し出ができること、そしてその際は両者誠意をもって協議するものとすることを定めている(E₁₂、F₁₄、G₁₂、A₁₅)。これは一当事者に一方的な改訂権を認めぬと共に、改訂申出権を認め、かつ相手方に協議に応ずべき義務を定めたものである。企業側が応じなかつた場合や協議の結果合意が得られないかた場合に、地方公共団体側が一方的改訂をなしえないかどうかは一方的解除の場

合と同様に問題となろう。なおB₅はや特殊であるが「万一乙の工事遂行上重大な支障が生じた場合は、本約定の存廻りについて甲、乙協議して決定するものとする」と定めている。

一〇 疑義または定のない事項

安全協定は比較的僅かな条文で成り立つ。かつて発生しうる問題は予測できない。そこで各協定は、協定の実施細目(A'18)、必要事項(A₁₆)、協定の定のない事項(A₁₆、G₁₃、F₁₅、E₁₃、C₈II)、および疑義の生じた事項(G₁₃、F₁₅、E₁₃、A'8)を両者協議のうえ定めることとしている。また、B₆は発電所建設に関連して問題が発生した場合に甲、乙協議のうえ誠意をもって解決に当るものとしている。

一一 その他

C₇は乙が災害対策基本法等に定める責任を遂行することおよび甲が作成する地域防災計画につき協議に応ずべきことと定めている。

一二 安全協定の法的性質

安全協定の法的性質については、公書

(1) 紳士協定説　は安全協定を電力会社等と地方公共団体相互間の信義に基づいて締結された約束で、法律上の履行義務までには結晶されていないものと解説である。これは原子力関係の関係法規が専門的、技術的、高度のエネルギー政策的性格が濃く、そのため専ら国の権限に専属せしめているところから(因ては公害対策基本法)、大気汚染防止法(27-I)および水質汚濁防止法(23-I)により除外されている)、地方公共団体と企業との自由な合意によって国の統一的政策を乱すことは妥当でないこと、またその内容が未だ明確に解明されていない技術分野を含むところから当事者間の権利義務関係として捉えることが妥当でなくむしろ当事者の道義的取り組みと解しておられる方が、当事者にとってもまた問題の性質が必ずしも司法的解決にピッタリとなじむものかどうかの点で裁判所の権限から除くことが妥当であることを根拠とするもののように、筆者の調査によると、その理由だけは十分とは言え

ないが多くの企業側はこの紳士契約説を採っているようである。

しかし原子力関係法令がその規制権限を国に専属せしめていることは一応うがでできる。これについては(1)紳士協定説、(2)私法上の契約説、(3)公法上の契約説、(4)行政指導説、(5)準法令説、(6)混合契約説、(7)特殊契約説等が存する。

したがって法的実現性の点で欠陥があると言えるが、大体同じように考えることができる。これについては(1)紳士協定説、(2)私法上の契約説、(3)公法上の契約説、(4)行政指導説、(5)準法令説、(6)混合契約説、(7)特殊契約説等が存する。

(1) 紳士協定説　は安全協定を電力会社等と地方公共団体相互間の信義に基づいて締結された約束で、法律上の履行義務までには結晶されていないものと解説である。これは原子力関係の関係法規が専門的、技術的、高度のエネルギー政策的性格が濃く、そのため専ら国の権限に専属せしめているところから(因ては公害対策基本法)、大気汚染防止法(27-I)および水質汚濁防止法(23-I)により除外されている)、地方公共団体と企業との自由な合意によって国の統一的政策を乱すことは妥当でないこと、またその内容が未だ明確に解明されていない技術分野を含むところから当事者間の権利義務関係として捉えることが妥当でなくむしろ当事者の道義的取り組みと解しておられる方が、当事者にとってもまた問題の性質が必ずしも司法的解決にピッタリとなじむものかどうかの点で裁判所の権限から除くことが妥当であることを根拠とするもののように、筆者の調査によると、その理由だけは十分とは言えが、全ての問題が法的処理・権利義務関

係として捉えられないと断定することには問題があり、事項によっては法的処理に適するものもあるわけであるから、その場合には紳士協定と解する要なく、要は個別的問題ごとに決しうべきものであること、このことはさらに司法的解決になじむか否かについても同様に考えられること、また紳士協定と解した場合には一旦事が生じた時には住民側にとって利するところは何もなく、企業側に有利となり、協定を結んだ効果を期待しえないこと等の批判が為されうる。常識論としても何らの法的効果ももたないといふことは納得のいかぬところであろう。

(2) 私法上の契約説 は、たとえ協定の一当事者が地方公共団体であろうと、その締結にあたっては行政処分のように行政主体が一方的に行なうものでなく企業側と対等な当事者として協定を作られ、且つ両当事者の合意によって成立すること、またその合意は、公法的な契約とするためには原則として法律による行政の原理から法的根拠が必要とされるが、本協定の場合には法的根拠にもとづいて成立するものでないこと、さらに法的効果の面でも例えば公共施設の協力金や漁業振興資金の提供、漁業補償の斡旋などについての契約は地方公共団体自身のために、また漁業組合との関係では第三者のための契約として有効性をもちうこと、また土地の譲渡契約と共に協定

が締結されてその協定内容に違反した場合の契約解除条項が含まれている場合等、単なる道義的性格のものでなく重大な法的効果のある場合であることなどが、その理由としてあげられている。しかしこれに対しては公法上の契約説から批判が投げかけられている。

(3) 公法上の契約説 本協定を公法上の契約とみる説であるが、公法上の契約とは公法上の効果の発生を目的とする複数対等の当事者間の反対方向の意思の合致によって成立する公法行為と定義づけられている。契約である点で紳士協定、行政処分あるいは行政指導と区別され、また等しく契約であっても公法上の効果の発生を目的とする点で私法上の契約と区別されている。

ところでこの公法上の契約は(2)で述べた通り法律上特に明示的にこれを認める根拠規定がある場合に限つて成立するとする説が有力である。これは公法上の契約を行政行為の一態様と考えることに基因するが、元来行政行為であっても法律による行政の原理の中での法律の留保の原則は侵害行為について適用されるといふのが一般的であり、全部留保説は少數説と言つてよい。行政行為と言つても国民に利益を賦与する行為の場合にまでいぢら侵害留保説が通説である所以は理解し、いちじら法律の根拠を必要とせず権利侵害の行為にこそたがをはめる必要があるから侵害留保説が通説である所以は理解し

土地收回用判例百選

一区画整理・都市計画

別冊ジュリスト19号 定価六〇〇円 B5二五〇頁

定価六〇〇円

國土開発、都市計画の活発化に伴い、公用収用、公用換地、公用制限などの法律問題が重要な問題となってきた。それらの要請に応えておくる好個の百問

ジーリスト

(2) 私法上の契約説　は、たとえ協定の一当事者が地方公共団体であろうと、その締結にあたっては行政処分のように

また等しく契約であつても公法上の効果の発生を目的とする点で私法上の契約と區別されている。

(一) 公用收用 I 収用の意義・要件 (変更路線 の道路改築事業と旧土地収用法)

法による農地所有権の交換分合と
憲法二九条 II 施行者（土地区
画整理組合の設立認可処分の効力

<p>(二) 公用換地</p> <p>ほか二件)</p> <p>Ⅱ 収用の当事者（関係人決定期の時期ほか一件） Ⅲ 収用の目的物（収用地の確定時期ほか二件） Ⅳ 収用の手續（事業認定の申請の時期ほか一件） Ⅴ 収用の効果（収用の登記の効力ほか四件） Ⅵ 損失補償（損失補償と損害賠償ほか一〇件） Ⅶ 都市計画事業と収用（都市計画事業と権利の収用ほか一件） Ⅷ その他の土地収用法（六六条の買受権の性格ほか二件）</p>	<p>ほか二件） Ⅲ 事業計画（土地区画整理事業計画と抗告訴訟ほか二件） Ⅳ 像換地（無権利者に対する換地予定地指定なき移転命令ほか四件） Ⅴ 建物の移転（未登記無届権利者と換地予定地指定なき移転命令ほか四件） Ⅵ 換地処分（不法占有中の土地と換地処分の効果ほか七件） Ⅶ その他の減歩（賃料の減額請求ほか一〇件）</p>	<p>ほか二件） Ⅲ 事業計画（土地区画整理事業計画と抗告訴訟ほか二件） Ⅳ 像換地（無権利者に対する換地予定地指定なき移転命令ほか四件） Ⅴ 建物の移転（未登記無届権利者と換地予定地指定なき移転命令ほか四件） Ⅵ 換地処分（不法占有中の土地と換地処分の効果ほか七件） Ⅶ その他の減歩（賃料の減額請求ほか一〇件）</p>
<p>(三) 公用使用・公用制限等</p> <p>（禁獣区設定処分の性格ほか一二一</p>		

I 公用換地の合憲性（土地改良

國有斐閣

1975.2.1 (No.580)

ピュリスト

えよう。このように行政行為でさえ何かも法律の根拠を必要とするわけではないと考えられるので、行政主体と企業との間の公法上の契約の場合も両当事者の意思の合致にもとづくものであるからなおさらのこと法律の根拠は必要ないといえよう。したがって本安全協定も法律の根拠がなくても公法上の契約と解することに支障はない。

ところでこれを公法上の契約として理解することの実益はどこにあろうか。前述の定義から私法上の契約と解する説と異なる点を引き出せば結局は「公法上の効果」を生ずるか否かに要約できるのであるが、公法上の効果として考えられるものにはどのようなものがあるであろうか。まず訴訟法上の問題として行政事件訴訟法は、抗告訴訟の対象となる行政処分等以外の公法上の法律関係についての争い当事者訴訟として取り扱うことにしておるので、安全協力が公法上の契約とするならばこれに関して紛争が生じたときは当事者訴訟で処理されることとなる。

しかし行訴法上の当事者訴訟は周知のように行政府の訴訟参加（32）、職権証拠調（24）、判決の当事者たる行政庁その他の関係行政庁への拘束力（33）、および訴訟費用の裁判の効力（35）等の僅か数箇条の抗告訴訟の規定が準用されるにとどまり（41）、その他については民事訴訟法によることとなり、行政訴訟とし

ての特色は余り鮮明に映し出されるものではない。

次に「公法上の効果」として実体法上考えられるものとして、契約内容に私法規定と異なる明文条項を含んでいるとすれば、それは私法規定の特別法と解せばそれで十分であり、これを公法上の効果として特にあげる必要はない。したがって問題は契約内容から解釈上公法上の効果を引き出すことができるかということになる。その問題として重要なものの一つに契約の解除の問題がある。すなわち

私法上の契約はその一当事者が一方的に

(5) 準法令説

現行憲法は国民は正当に代表された国会・議会を通じて国政が

行なわれること、行政府は「法律」の「誠実」な「執行」を職務とすること等

が留保されている場合等であるが、公法上の契約は私的自治の原則の支配しない履行であるとか、履行不能または解除権が留保されている場合は、公法の公益目的達成のための契約であるから、「公共の福祉のために事情変更の原則に

よる場合には、特殊な考慮が働く場合がありえよう。これに関しては最近安全協定の一方的解除をめぐっての現実問題がある。

そこで、条例に根拠規定があつたり、議会の同意を得た状況の下で締結された協定は一種の条例に準じた性格を持つと考へてよいではないかともいえる。この考え方たてば形の上では両当事者の合意をとつてはいるものの、その合意内容は条例に化体してしまつたということが

その解除を使はず、相手方が債務不履行であるとか、履行不能または解除権を定めているが、これは行政は法律の具體化であり、法律の根拠を離れぬことを示すものである。しかし法律と現実との間に大きなギャップが存することは疑いの事実であり、条例制定権の限界がありえよう。これに関しては最近安全協定を契約とみるとしても該当しない

が、住民の代表者により構成されて議会の同意があったということは、一応住民の意思を問うたということができよう。

そこで、条例に根拠規定があつたり、議会の同意を得た状況の下で締結された協定は一種の条例に準じた性格を持つと考へてよいではないかともいえる。この考え方たてば形の上では両当事者の合意をとつてはいるものの、その合意内容は条例に化体してしまつたということが

これまでの法形式に準ずるものとみるべきことになる。行政指導はいうまでもなくではないかとの見解が生ずる。この点でもっとも承認を得やすいのは建築基準法によつて地方公共団体に義務づけられたがゆえに生じた損害に対する賠償責任の問題は別として、本安全協定そのもの実効性の点については紳士協定説と同じということになり、企業側がこれを承認したのが法協定であるから契約説の中に含めることができる。

このように条例中に関係根拠規定が存しない場合であつても、協定締結にあたり議会の議決を経ている場合が多い。地方自治法九六条が地方公共団体の議会の議決権限として定めている議決事項の中にかかる協定締結の議決は含められていない（九六条五号での契約には公害防止協定を契約とみるとしても該当しない）

が、議決権限として定めている議決事項の中にかかる協定締結の議決は含められない（九六条五号での契約には公害防止協定を契約とみるとしても該当しない）

なろう。しかし協定成立の効力問題についてはあくまでも両当事者の意思の合致が前提である点で条例制定行為と異なることは言うまでもない（建築協定の法的性質）について拙稿ジユリスト四九〇号四四頁以下参照）。

(6) 混合契約説

このは契約としてみるものの、協定内容の個々の事項をみると一律的に公法上の契約とか私法上の契約とか、あるいは行政指導に区分することができず、個別的に判断すべきで、協定を総体的にみるとこれらが混合しているとする説である。

(7) 特殊契約説

これは現行上、契約は私法契約でなければ公法契約でしかないというわけではないという前提から、「私法契約は私的財産関係における一般的類型の契約であり、また公法契約は行政に共通する契約法理が妥当するかぎりで存在するものと解するが、主たる契約内容が獨特な特殊法論理で占められているような契約」は特殊契約というべきであり、公害防止協定の主要な内容、効果は地域住民の環境権を保障せんがために企業に独特な法論理の公害防止義務を負担させることにあり、これは一般的私法契約の範囲外であると同時に、公法上の行政に関する一般的法論理でも捉えきれるものでないからこの特殊契約にあたると解する（兼子仁・行政法事例研究二三頁以下）。しかし具体的に訴訟を提起す

るとなると現行制度の下では行政事件訴訟法によるか民事訴訟法によるかの決定をせざるを得ないわけであって、この意味での公法上あるいは私法上の契約かを結局は決定せざるを得ないのである。

二 私見と展望

紳士協定か否かを判断するにあたっては、①当事者の意思がどうであったか、②契約内容の法的効果を確保しうるものであるか。司法的解決にゆだねうるものであるか。③本協定を紳士協定にとどめることについて社会通念の納得をうかるかどうか等が問題となる。①については企業側の多くは紳士協定とみているようであるが地方公共団体の側では必ずしもそのように見ていいようですが、したがってこの点は両当事者の意思は一致せず決め手とはならない。②については例えれば測定義務の不履行や立ち入りに対する拒否がなされたときの法的強制が可能か否かは問題であろう。このことは一般的公害防止協定についても言えることであるが、技術性の点では安全協定はより高度のものを含むからである。もちろんこれら技術性は企業のみが独占しているものでないが、現在の裁判所の執行機関でこれをよくなしうるとは言えまい。と

このように安全協定を単なる紳士協定とみず契約説をとると、次に公、私法いづれに属するかが問題となるが、本協定の目的はいわば人間等をとりまく環境の実益については前述したが、差し止めや仮処分ならびに損害賠償については民事上と同じに取り扱うことが可能である。

このように公法上の契約とみることの実益については前述したが、差し止めや仮処分ならびに損害賠償については民事上と同じに取り扱うことが可能である。このように公法上の契約とみることがその保護法益としている私益とはその

としており、生じた危険排除のための具体的手法はほとんど定めるところがない。しかし前述のように A10 I, II, E 7ならびに F9, G9においては必要と認められる場合には「国を通じ、もしくは電力会社に対して」適切な措置を講ずることを求める」と定めている。この「国を通じて必要な措置をとることを求める」ということは本協定の性質を紳士協定とみる根拠となしえよう。すなわち当事者間で本協定内容の実現することを避け國の措置にまつこととしたとされるからである。しかし「国を通じて」措置を講ずることのみならず、あわせて直接「電力会社」に適切な措置を講ずることを定め、電力会社もこれを承認していることを考えるとこの協定を単なる紳士協定と解することは困難であろう。もとより「適切な措置」という表現は内容不明確なものとして法的効力なきものとする考え方もありえようが、適切か不適切かは科学的判断や社会通念により一定の法的わくがあらうるものと解されるから契約と解することの障害にはならないであろう。

条三項一号① 地方公共団体の固有事務と解すべきであり、その権限にもとづき当然本協定を結ぶことができ、かつ公益実現という目的の下に締結されるものだから公法上の契約と言うべきであろう。このように公法上の契約と解することの実益については前述したが、差し止めや仮処分ならびに損害賠償については民事上と同じに取り扱うことが可能である。このように公法上の契約とみることがその保護法益としている私益とはその

であるし、しかも実態においてその締結は議会の承認を経ているのがほとんどであることからみると単なる契約というよりは準条例的な色彩を帯びるとさえいえよう。住民が何らかの形でこれに参加するような場合も生じているが、そのような場合はなおさらのことである。もとより法律や条例に根拠をおく建築協定と同一に論ずることはできないが、昨今、都市緑地保全法が緑化協定の規定を盛り込んだように(同法一四条)かかる協定に法令の根拠を与えられることが多いと思うが、またその方向に進むべきであろう。

このような流れの中で安全協定を展望すると、まず①安全協定の冒頭に環境、

人命尊重の理念規定あるいは宣言を定め、また②一般の公害防止協定と比較すると余りにも抽象的すぎるので、困難なことであろうが技術的事項につきできるだけ具体性をもつて表わし、③測定計画の樹立、測定の立会い、測定結果の作成等に住民代表を加え、④建築協定に関する建基法七五条の定めるような企業譲渡、合併、相続の際にも協定効力の及ぶこと、⑤協定により発生した代替的作為義務の代執行の認容を定め(公法上の契約と解しただけでは可能とはならない)、⑥危険発生時のとりうる手段として代執行のほかに即時強制があるが、即時強制の執行機関は放射能等について十分適切

な知識を有しているとはいえないため、かかる事態に対処する統一的な命令系統あるようならびにこれらに整備しておること、ならびにこれらに

ともなう費用負担等についての法的整備を行なっておくこと、⑦また本協定で定めている事項は将来生じうる事態の全てをカバーできるものではないので、かかる本協定対象外の事項の発生した場合に備えて、地方公共団体の行政指導や調査に対する企業側の積極的協力義務をも定めておくべきであろう。

〔参考文献〕

原田尚彦「公害と行政法(弘文堂)」一五三頁以下。

金沢良雄監修「公害防止協定事例とその分析(商事法務研究会)」

原田尚彦「公害防止協定とその法律上の問題点」、鳴海正泰「企業との公害防止協定」いずれもジャーリスト四五八号・特集・公害所収。

東孝行「公害訴訟の理論と実務(有信堂)」二二五頁以下。

(あら・ひで)

■資料■ 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書

島根県(以下「甲」という)、鹿島町(以下「乙」という)および中国電力株式会社(以下「丙」という)は、丙が鹿島町に設置する島根原子力発電所(以下「発電所」という)の周辺地域住民の安全確保等について次のとおり協定を締結する。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(昭和四七年三月二七日締結)は廃止する。

関係法令の遵守等

第一条 丙は、発電所の建設および保守運営に当たっては、発電所から放出される

放射性物質による汚染の予防と安全確保お

よび温排水・その他の排水(以下「温排水等」という)に対する周辺環境の保護のため関係法令を遵守し、周辺地域住民に被

害を及ぼさないよう万全の措置を講ずるものとする。

環境放射能等の測定

第二条 甲、乙および丙は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関する測定を行なうものとし、この測定は、甲が定めた計画に基づくものとする。

2 乙および丙は、前項による計画の策定または変更について意見を述べることができるものとする。

3 甲および乙は、必要と認めた場合は、丙が行なう測定に立ち会うことができるものとする。

4 前項に基づく立会者は、第八条に定める者とする。

測定結果の公表

第三条 甲は、発電所周辺の環境放射能および温排水等に関する測定結果を公表するものとする。

計画等に対する事前了解

第四条 丙は、発電所の増設(既存の設備の出力増加を含む)に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画および建設計画について事前に甲および乙の了解を得るものとする。

第五条 丙は、甲および乙に対し、新燃料等の輸送計画に対する事前連絡

第六条 丙は、甲および乙に對し、新燃料等について次のとおり協定を締結する。

計画ならびに安全対策について事前に連絡するものとする。

平常時における連絡

第六条 丙は、甲および乙に對し、次の各号に掲げる事項について連絡するものとす

る。

(1) 発電所建設工事の進捗状況

(2) 発電所の運転状況(試験運転を含む)

(3) 環境放射能の測定結果

(4) 温排水等の調査結果

異常時ににおける連絡

第七条 丙は、甲および乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

(1) 原子炉施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三二年政令第三二四号)第一〇条に規定する原子炉施設をいう)の故障があつたとき。

(2) 核燃料物質の盗取または所在不明が生じたとき。

(3) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。

(4) 従事者または非従事者の被曝が法令に定める許容被曝線量をこえたとき。

(5) 前号に定める基準以下の被曝であつても被曝者に対して特別の措置を行なつたとき。

(6) 核燃料物質または非核燃料物質によって汚染されたものが、管理区域外に漏洩し、一時的な管理区域の設定を行なつたとき。

(7) 発電所敷地外において放射性物質の輸送中に事故が発生したとき(放射性汚染を伴わない単なる自動車事故等を含む)。

(8) 緊急事態を発令したとき。